

中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務（以下「本業務」という。）は、平成 30 年 4 月に供用開始し、開館後 3 か月で来場者数が 50 万人に到達するなど、現在当市において最も注目されている中核施設にイルミネーションを設置することにより、来街者のさらなる誘引を図り、中心市街地内の回遊性を高めることで活性化を図るものである。

また、周辺の商店街等が設置しているイルミネーションとの調和を図り、一体的な空間演出を行うことにより、当市の冬の風物詩としての定着を図ることを目的としている。

2 内容

中心市街地中核施設等におけるイルミネーション設置等の業務

業務の詳細な内容及び業務対象エリアは、＜別記 1＞中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託仕様書のとおりとする。

3 履行期間

契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日（木）まで

4 提案上限額

56,196,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、イルミネーションの設置だけではなく、中心市街地に来街者を誘引できる魅力的なデザインや設置期間中の恒常的な稼働など、企画・管理の一体的な業務遂行が求められる。このため、芸術性や創造性など高度な技術力、企画力及び経験を必要とする、都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱第 3 条第 1 号に該当するものと判断し、通常の競争入札方式による価格競争ではなく、総合的な能力を事前に確認し、審査を行うことが可能なプロポーザル方式での執行とする。

6 プロポーザル方式の全体スケジュール及び優先交渉者決定までの事務手順

内容	日程
参加表明書の受付	平成 30 年 7 月 31 日（火）～ 8 月 16 日（木）
質問書の受付	平成 30 年 7 月 31 日（火）～ 8 月 10 日（金）
参加資格要件の審査・通知	平成 30 年 8 月 17 日（金）～ 8 月 23 日（木）
質疑の回答	平成 30 年 8 月 13 日（月）～ 8 月 16 日（木）
技術提案書の受付	平成 30 年 8 月 24 日（金）～ 9 月 3 日（月）
提案者からのプレゼンテーションによる審査 優先交渉権者の選定	平成 30 年 9 月 8 日（土）（予定）
契約締結日	平成 30 年 9 月中旬（予定）

7 指名型か公募型かの別

公募型

8 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) イルミネーション設置に関する業務において、実績を有する企業等
- (2) 電気工事士の資格者を従事させることができるもの。なお、電気工事士については、応募者以外の企業に所属する者でも可とする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものに該当しないこと
- (4) 当市市税を滞納していないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者でないこと

9 募集要項等に対する質問及び回答

募集要項等の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式 1）を次に掲げる要領で提出することとする。

(1) 提出期間

平成 30 年 7 月 31 日（火）から平成 30 年 8 月 10 日（金）まで

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日は除く。）

(2) 提出方法

質問等は、質問書（様式 1）に内容を簡潔にまとめ、電子メールにファイルを添付し、事務局に提出するものとする。

なお、電子メールの件名（Subject）には、「中心市街地中核施設等イルミネーション 質問」と記載すること。また、メール送付後に事務局に対して電話にて送達確認を行うこと。

(3) 回答期限

平成 30 年 8 月 16 日（木）

(4) 回答方法

回答については当市ホームページに掲載し、個別に応募者への連絡は行わないので、当市のホームページを確認すること。

(5) 留意事項

前各号に示す以外の方法（電話等）による問合せ、質問には一切応じないこととする。

10 技術提案書の作成要領

別記 2 「技術提案書の作成要領」のとおり

11 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式2）
- (イ) 事業者概要（様式任意 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等）
- (ウ) 登記事項証明書（現在全部事項証明書）
- (エ) 役員等名簿（都城市暴力団排除条例施行規則 様式第1号）
- (オ) 印鑑証明書
- (カ) 決算報告書（直近1年分）
- (キ) 納税証明書（直近1年分）
 - a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）
 - b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）
 - c 代表者分の都城市税の滞納のない証明書（個人事業者であり、かつ、代表者が都城市に住所を有する場合）

イ 提出期間

平成30年7月31日（火）から8月16日（木）まで
受付時間：平日午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く。）

ウ 提出方法

持参又は書留郵便により、「15 問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

エ 提出部数

正本1部 副本9部（副本は複写でも可）

オ 審査及び通知

提出された参加表明書及びその他提出資料の審査については、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

(ア) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている場合

提出された参加表明書及びその他提出資料を基に、参加資格要件の確認を行い、その結果を通知する。

(イ) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合

a 提出された参加表明書及びその他提出資料を受理した段階で、受理通知書（様式第3）を通知する。

b その後、提出された参加表明書及びその他提出資料を基に、関係機関等の協力の下、参加資格要件の確認を行い、その結果を通知する。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

(ア) 「別記2 中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託 技術提案書作成要領」に留意し、「別記3 技術提案書標準例」をひな形として作成し提出すること。

(イ) 見積書(様式任意)

イ 提出期間

平成30年8月24日(金)から9月3日(月)まで

受付時間: 平日午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

持参又は書留郵便により、「15 問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

エ 提出部数

正本1部、副本9部(副本は複写でも可)

12 資料の閲覧

(1) 閲覧場所: 都城市役所 商工政策課内

(2) 閲覧期間: 平成30年8月23日(木)まで

(3) 閲覧時間: 平日午前9時から午後5時まで

※事前に電話にて申込みを行い、来庁日時の調整を行うこと。

(4) 閲覧資料: 中心市街地中核施設 設計図書

13 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱(以下「プロポーザル要綱」という。)第7条及び第8条の規定に基づき、中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託選定委員会を設置する。委員は、都城市商工観光部5名で組織する。

(2) 審査方法

委員は、プロポーザル要綱第9条の規定に基づき、評価項目及び評価基準を定め、この評価項目及び評価基準を基に審査を行い、次に掲げるとおり優先交渉者を選定する。

ア 参加者が5者を超える場合

(ア) 第1次審査(書類審査)

a 技術提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施する。

b 第1次審査の結果は、参加者全員に速やかに通知する。

c 第1次審査通過者には、第2次審査(プレゼンテーション審査)を実施する。

(イ) 第2次審査(プレゼンテーション審査): 平成30年9月8日(土)を予定

a 技術提案書の内容について、プレゼンテーション審査を実施する

b プレゼンテーション審査の日程、開始時間、会場等は、第1次審査通過者に第1次審査の結果とともに、通知する。

イ 参加者が5者以下の場合

(ア) 技術提案書の内容について、プレゼンテーション審査のみを実施する（平成30年9月8日（土）を予定）。

(イ) プレゼンテーション審査の日程、開始時間、会場等は、参加資格要件審査の結果とともに、通知する。

ウ 参加者が1者の場合

審査委員会の各委員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないものは契約候補者として特定しない。

(3) 評価項目及び評価基準

別記4「評価基準表」のとおり

(4) プレゼンテーション審査の結果通知

審査結果については、プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を提案書において特定し、発注者に説明すること。

14 その他

(1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とする。

(4) 優先交渉者の選定後の契約に当たって、契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

ただし、都城市財務規則第119条第2項の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(5) 現地説明会は実施しないが、屋上など一般開放されていないエリアの見学を希望する場合は、「15 問合せ先」に電話にて申込みを行い、日程の調整を行うこと。ただし、電話での申込みは、平成30年8月10日（金）までとする。

15 問合せ先

都城市：商工観光部商工政策課 中心市街地活性化室

所在地：〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

電話：0986-23-2983（直通） ファックス：0986-23-2658

E-Mail toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp

ホームページ <http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>

※本募集要項に関するお知らせや情報提供は、原則として上記の当市ホームページにおいて行うものとする。